

# 携帯電話等エリア整備事業

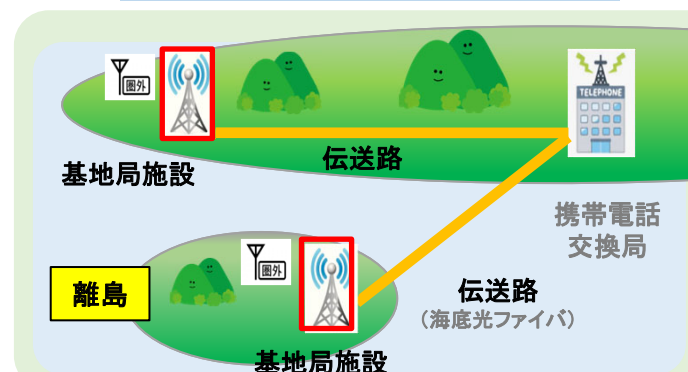
地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

令和6年度予算額 2,300百万円（令和5年度予算額 1,798百万円）  
令和5年度補正予算額 3,923百万円

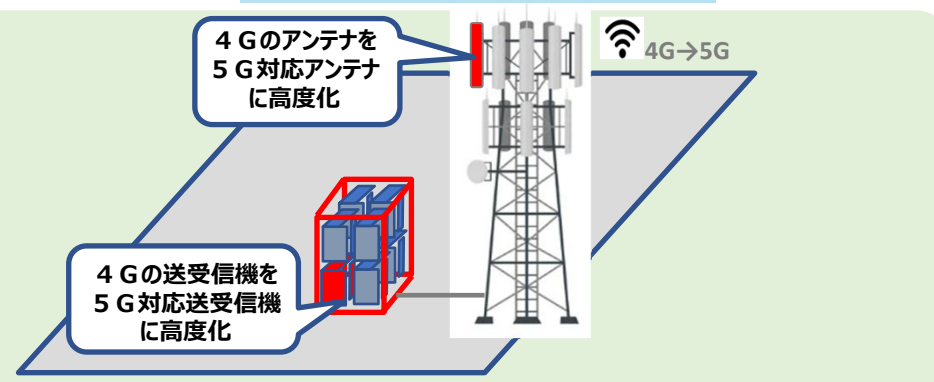
| 補助メニュー                          | 補助内容                                   | 補助率                                |                |                 |
|---------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------|----------------|-----------------|
| 基地局施設整備<br>（４G等）<br><br>※非居住エリア | 圏外解消のため、基地局施設を設置する場合                   | 整備主体：地方公共団体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等 |                |                 |
|                                 |                                        | 【１社整備】                             | 【複数社整備】        |                 |
|                                 |                                        | 国<br>1/2                           | 都道府県<br>1/5    | 市町村<br>3/10     |
|                                 |                                        |                                    | 国<br>2/3       | 都道府県<br>2/1.5   |
|                                 |                                        |                                    |                | 市町村<br>1/5      |
| 高度化施設整備<br>（５G）                 | ４Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、５G基地局を設置する場合 | 【１社整備】                             | 【複数社整備】        |                 |
|                                 |                                        | 国<br>1/2                           | 無線通信事業者<br>1/2 |                 |
|                                 |                                        |                                    | 国<br>2/3       | 無線通信事業者等<br>1/3 |

- ※1 離島の場合、補助率はかさ上げ（1社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4）  
 ※2 ドローン航路及び自動運転区間の通信環境整備を目的とした基地局整備の補助率は3/4。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



※ 伝送路施設の設置（光ファイバの設置）や施設の運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

# 高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者  
 イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）  
 ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等  
 エ 負担割合：

令和6年度予算額：45.0 億円

令和5年度当初予算額：42.0億円  
 令和5年度補正予算額：20.1億円

（自治体の場合）

【離島】\*

|          |            |
|----------|------------|
| 国<br>4/5 | 自治体<br>1/5 |
|----------|------------|

\* 光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2（令和7年度まで）

【その他の条件不利地域】

|              |            |
|--------------|------------|
| 国（※1）<br>1/2 | 自治体<br>1/2 |
|--------------|------------|

（※1）財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

（第3セクター・民間事業者の場合）

【離島】

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 国（※2）（※3）<br>4/5 | 3セク・民間<br>1/5 |
|------------------|---------------|

（※2）海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、2/3

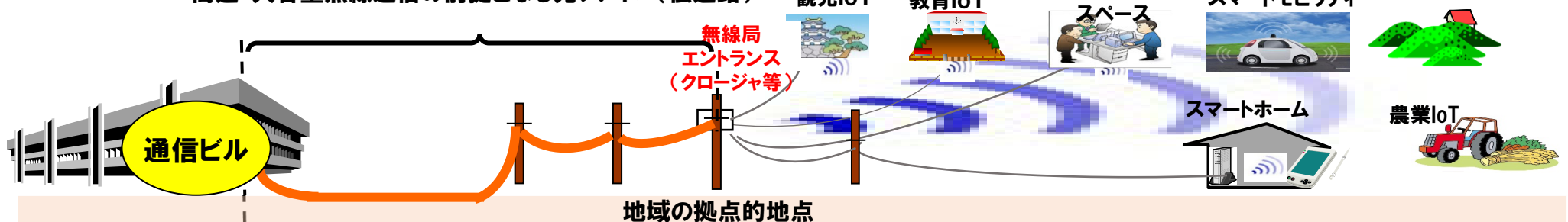
（※3）高度化を伴う更新を行う場合、1/2

【その他の条件不利地域】

|          |               |
|----------|---------------|
| 国<br>1/3 | 3セク・民間<br>2/3 |
|----------|---------------|

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ（伝送路）



\* 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、（5G対応等の）高度化を伴う更新を行う場合も補助。  
 令和5年度補正予算においては、地方公共団体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合も補助。  
 （いずれの場合も高度化しない更新は対象外）

## 消防防災施設整備費補助金（林野分）

林野火災による被害を軽減するため、防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）を整備する市町村等に、当該整備事業に要する経費の一部を補助

### 1 採択要件

林野火災対策を講ずる必要のある地域内の市町村等から採択

### 2 補助率

（１）一般地域 1／3 以 内

（２）振興山村 5. 5／10 以内（財政力指数が0. 44以下の市町村に限る）

### 3 補助基準額

（１）防火水槽（林野分）

① 有蓋 3, 505千円

② 無蓋 2, 878千円

③ 無底 2, 878千円

（２）救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）

計140, 536千円

① ヘリコプター離着陸場 55, 077千円

② 資機材保管等施設 22, 759千円

③ 空中消火等資機材 11, 550千円

④ 自家給油施設 51, 150千円

### 4 事業主体

（１）防火水槽（林野分）

市町村（指定都市、特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）

（２）救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場）

地方公共団体

### 5 創設年度

昭和45年度

〔担当課：消防庁特殊災害室〕

# ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。
- 山間地等の難視聴地域における放送視聴環境を支える辺地共聴施設について、耐災害性強化を図るための光化等に要する事業費の一部を補助する。

【令和6年度当初予算 12.5億円】

【令和5年度補正予算 24.7億円】  
【令和5年度当初予算 9.0億円】

## 事業イメージ

### ○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター  
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

### ○ 補助対象地域

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域

### ○ 補助率

(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者):1/2

※財政力指数0.5超0.8以下の自治体は1/3

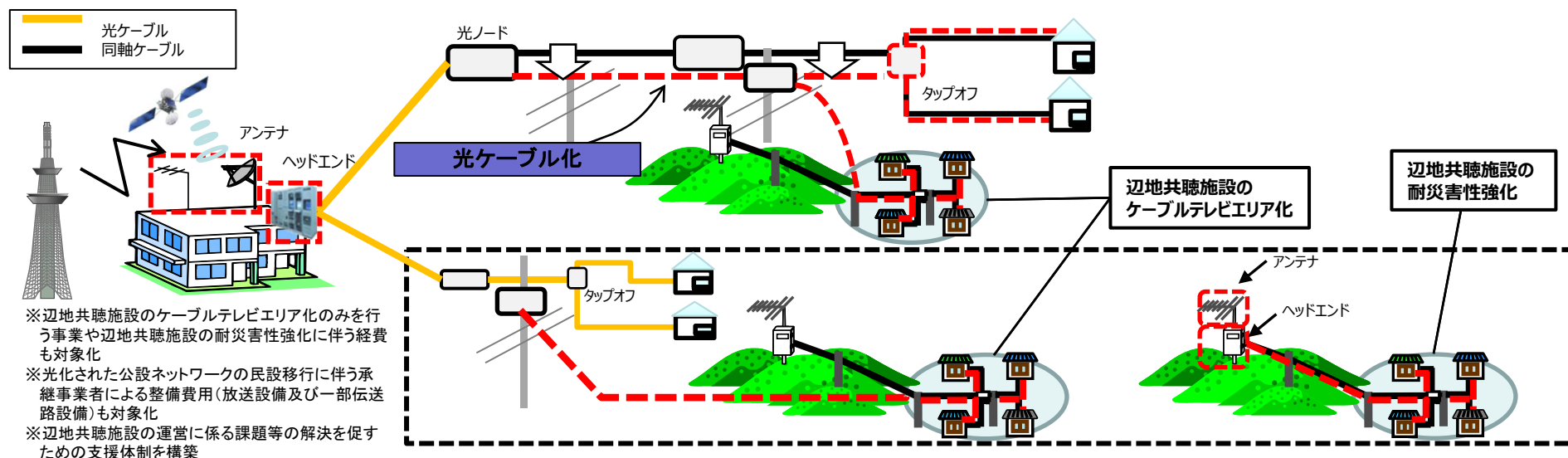
※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3

(2)第三セクター(承継事業者):1/3

### ○ 補助対象経費(下図の赤点線部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等

※光化と同時に行う辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。



# 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

- 災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビネットワーク等について以下の支援を行う。
    - ・ネットワークの切断が想定される箇所等の2ルート化(複線化)等
    - ・条件不利地域における「2ルート化と同時に行う」老朽化した既存幹線の更新
    - ・監視制御機能の強化等
- について、要する費用の一部を補助する。

令和6年度当初予算:0.6億円  
(令和5年度予算額:0.6億円)

## 事業イメージ

### ○ 補助対象

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター  
※これらの者から施設の譲渡を受ける等により、  
ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して  
果たす者(承継事業者)を含む。

### ○ 補助率

- (1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者):1/2
- (2)第三セクター(承継事業者):1/3

### ○ 補助対象経費

局舎施設、送受信装置、伝送路設備、無線設備 等

